

○上水道事業について

(1) 上水道について

上水道事業は、昭和50年に広域簡易水道として創設以来、町制の発展や生活水準の向上による水需要の増加に対応して、第一次拡張事業で上水道事業となりました。その後第2次、第3次、第4次、第5次認可を経て、計画給水人口14,900人、計画1日最大給水量を7,421m³/日として運営しています。

(2) 水道料金について

水道料金は、毎月の水道メーター検針により算定し、翌月に請求させていただきます。お支払方法については、便利な「口座振替」をお勧めしています。

その他納入通知書でお支払いいただく場合、町指定金融機関及びコンビニエンスストアのほか、スマートフォンアプリ「Pay B」、「Pay Pay 請求書払い」でも納入いただけます。

(3) 水道料金滞納整理について

水道事業は、料金収入により運営しています。督促を行ってもお支払いいただけない場合は、止むを得ず「給水停止」の処分を実施することになります。

(4) 路上における漏水等について

「道路がいつも湿っている」、「普段水気のないところから水が出ている」など、水道水漏水の疑いがある場合は、上下水道課（電話27-8015）へお知らせください。お手数ですが、御協力をお願いいたします。

○下水道について

下水道は、町中心部を公共下水道事業として平成16年から、通浜地区を漁業集落排水事業として平成5年からそれぞれ供用を開始しております。

事業の概要は、次のとおりです。

事業名	公共下水道事業	漁業集落排水事業
処理場	川南浄化センター	通浜浄化センター
処理区域面積	182ha	18ha
マンホールポンプ	5か所	3か所
管渠延長	27km	7km

宅内から下水道への接続を行う排水設備工事は、町が指定した下水道排水設備等指定工事店に依頼してください。指定工事店以外が工事を行うことはできません。